

大学病院の緩和ケアを考える会
賛助会員募集要項

2013 年度版

賛助会員加入のお願い

がん対策基本法の施行によって、医師への教育、一般市民への啓発（オレンジバレーンプロジェクト）といった活動に予算が始まり、全国的に緩和ケアの大きな潮流となっています。とくに医師への研修は、PEACE プロジェクトと呼ばれ、当初の目標は5年間で10万人の医師への教育であり、すでに3万人の医師が研修を受講しています。さらに、緩和ケア病棟は200施設を超え、がん診療連携拠点となった約400施設に緩和ケアチームの設置が義務となり、緩和ケアの拡大には追い風であります。

1995年に創設された「大学病院の緩和ケアを考える会」では、大学病院における緩和ケアの臨床的な問題点の議論や改善策とともに、今後の臨床を担う医学生への緩和ケア教育を重要課題として取り組んでまいりました。全ての医師の卵が過ごす医学部での緩和ケア教育は必須であると考えます。全ての学生が最低限知っておくべき、緩和ケアにおける疼痛緩和や全人的ケア、バッドニュースの伝え方を広げていきたいと考えています。また、先進医療を行い、教育・研究機関である大学病院において、適切な緩和ケアの提供が必要であることは論を待ちません。その推進のために各大学が持ち回りで毎年当会の総会・研究会を開催しています。

今後、緩和ケアの重要性が注目されています。がん診療連携拠点病院が中心となり、全国の緩和ケアを拡大していく流れがあります。当会ではこれまで通り、わが国の緩和ケアを推進するために、大学病院から発信していく所存ですが、厳しさを増す一般的な経済情勢の中で、会の運営は大変厳しい状況に直面しております。

此処で改めてお願いと申しますのは、貴方の属しておられる団体（あるいは個人）として、賛助会員となって頂き、財政のご支援を賜りたく、お願い申し上げる次第です。

<主な活動実績>

研究会：大学病院における緩和ケアのトピックスを取り上げ、1995年から毎年研究会を開催して大学病院から情報発信しています。

医学生の緩和ケア教育のための教員セミナー：医学生に講義を担当する教員医師に対して、2004年から、緩和ケア講義の模擬授業セミナーを毎年開催しています。

出版：「臨床緩和ケア」青海社、初版2004年、第2版2009年、第3版2013年出版予定

ワンポイントレッスン研修：当会の看護部会が中心となって、研究会等で実践的な緩和ケアの研修をしています。

<会員特典>

- ・ニューズレター発行：2回/年
- ・総会研究会記録集発行：1回/年
- ・研究会参加費割引
- ・当会のセミナーや講演会等の情報入手
- ・賛助会員は当会ホームページに掲載

<賛助会員年会費>

一口 30,000円（一口以上 年会費として毎年納入）

<申し込み方法>

添付の申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送でお送りください。

〒142-8555 東京都品川区旗の台1-5-8 昭和大学医学部 医学教育推進室内
大学病院の緩和ケアを考える会 FAX：03-3784-8276

年会費の振込確認後、正式なご入会となります。

大学病院の緩和ケアを考える会
代表 高宮有介

大学病院の緩和ケアを考える会 御中

申込日 年 月 日

賛助会員入会申込書

ふりがな	
団体名	
代表者名	役職名 名前
所在地	〒
電話番号	
FAX 番号	
連絡先担当者	役職名 名前 Email @
連絡先住所	〒
連絡先 電話番号	
連絡先 FAX 番号	

申込口数 □ 円

振込先

郵便振替口座：大学病院の緩和ケアを考える会 00190-1-121635

銀行口座：三井住友銀行 旗ノ台支店 普通 3499328

大学病院の緩和ケアを考える会 代表世話人 高宮有介

申し込みFAX番号：03-3784-8276

問合せEmail：jimukyoku@da-kanwa.org（事務局）

尚、電話連絡はすぐに対応できない場合が多いため、問い合わせは、メール連絡あるいは、FAX
でのご連絡をお願いいたします。

大学病院の緩和ケアを考える会
代表世話人 高宮有介

大学病院の緩和ケアを考える会

会則

- 第1条（名称） 本会は、「大学病院の緩和ケアを考える会」と称する。
- 第2条（目的） 本会は、大学病院の緩和ケア及び卒前の緩和ケア教育を推進することを目的とする。
- 第3条（活動） 本会は、第2条に定める目的を達するために必要な活動を行う。
- 第4条（会員） 本会は、本会の目的及び活動内容に賛同し、大学病院での緩和ケアの推進に興味を持ち、定められた年会費を納めたものを会員とする。
- 第5条（会費） 会員は定められた入会金及び年会費を、期限内に納入しなければならない。
- 第6条（研究会） 本会は、年一回研究会を開催する。
- 第7条（総会） 本会は、年一回総会を開催し、次の事項を審議する。総会の議決は出席会員の過半数による。
1. 庶務、活動報告、会計報告
 2. 世話人の選出
 3. 活動計画
 4. その他、世話人が必要と認めた事項
- 第8条（顧問） 本会は若干名の顧問を持つ。
1. 顧問は、世話人会で推薦する。
 2. 顧問は、大学病院の有無に関わらず、会の活動の援助を行う
- 第9条（世話人） 本会は、若干名の世話人からなる世話人会を持つ。
1. 世話人は、世話人会で推薦する。
 2. 世話人会は世話人の中から1名の代表世話人を持つ。
- 第10条（事務局） 本会は、昭和大学医学部医学教育推進室内に事務局を持つ。
東京都品川区旗の台1-5-8 昭和大学医学部医学教育推進室
- 第11条（会則の変更） 本会の会則の変更は、総会の承認を必要とする。
- 第12条（細則） 本会の運営のために必要な手続きその他の事項については、本会会則の他、細則で定める。細則は世話人会で定める。
- 付則 本会則は1995年6月17日より発効する。
- 付則 本会則は2012年9月1日に改正し、2012年9月2日より施行する。

<運営細則>

- 第1条（運営） この会は会員の年会費と助成金、協賛金などによって運営される。
- 第2条（入会） 入会を希望する者は事務局へ連絡し、当該年度の年会費を納入し、ID登録を行う。
- 第3条（会計年度） この会の会計年度は1月1日～12月31日までとする。
- 第4条（会費） 会員は年額5,000円、賛助会員は年額1口30,000円とする。
- 第5条（退会） 退会を希望するものは、事務局へ連絡し、任意に退会することができる。その場合、既納の会費は返却しない。会費を継続して2年以上滞納したときは、自然退会とする。
- 付則 本細則は2012年9月2日より施行する。

<世話人細則>

- 第1条 世話人は、隔月の世話人会及び総会時の世話人会に出席しなければならない。
- 第2条 世話人の任期は2年とする。
- 第3条 総会時の世話人会を、連続して3回以上欠席した世話人は退任とする。
- 付則 本細則は2012年9月2日より施行する。

<準世話人細則>

第1条 準世話人は、世話人会で推薦され、遠方等、何らかの理由で世話人会に参加できない者とする。

第2条 準世話人は、メーリングリストに登録し、議論に参加する。

第3条 準世話人は、総会時の世話人会に出席しなければならない。

第4条 準世話人の任期は2年とする。

第5条 総会時の世話人会を、連続して3回以上欠席した準世話人は退任とする。

付則 本細則は2012年9月2日より施行する。

<教育部会細則>

第1条 部会は、世話人会で選出された者で構成される。

第2条 教育部会員は、メーリングリストに登録し、議論に参加する。

第3条 この部会は、大学病院の緩和ケア及び卒前緩和ケア教育の推進のため、以下の教育研修に関する業務を行う。

- 1) 教育研修セミナーの開催
- 2) 卒前教育のためのテキストの作成及び改訂
- 3) 大学病院の緩和ケア及び卒前教育の調査研究
- 4) その他、世話人会の承認を得た業務

付則 本細則は2012年9月2日より施行する。

<看護部会細則>

第1条 看護部会は、世話人会で選出された看護師で構成される。

第2条 看護部会員は、メーリングリストに登録し、議論に参加する。

第3条 この部会は、大学病院の臨床における緩和ケアの推進及び緩和ケア教育のため、以下の業務を行う。

- 1) 教育研修セミナーへの協力
- 2) 研究会開催への協力
- 3) 大学病院の緩和ケア及び卒前教育の調査研究
- 4) その他、世話人会の承認を得た業務

付則 本細則は2012年9月2日より施行する。